

奈良県営水道企業管理規程第三号



奈良県水道局職員安全衛生管理規程（昭和六十三年六月奈良県営水道企業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第二条第一号中「水道局の職員で常時勤務に服することを要するもの」を「水道局に勤務する全ての職員」に改め、同条第二号及び第三号を次のように改める。

二 事務所 本庁の課、奈良県広域水道センター、奈良県広域水道センター桜井浄水場及び奈良県広域水道センター御所浄水場をいう。

三 総務課長 本庁の総務課長をいう。

第三条を次のように改める。

（事務所の長の責務）

第三条 事務所の長は、事務所における職員の安全の確保及び健康の保持増進を図るとともに、快適な職場環境の実現に努めなければならない。

第四条中「所属長、産業医」を「事務所の長」に改める。

第五条第二項中「水道局長」を「総務課長」に改め、同条第三項中「安全管理者及び衛生管理者を指揮し」及び「（以下「安全衛生管理業務」という。）」を削る。

第六条から第八条までを削る。

第八条の二第一項中「所属」を「事務所」に改め、同条第二項中「所属長」の下に「（本庁の課及び奈良県広域水道センターの長をいう。）」を加え、「所属」を「事務所」に改め、同条第四項中「所属長、産業医」を「事務所の長」に改め、同条を第六条とする。

第九条を削る。

第十条第一項中「（室を含む。）」を削り、同条を第七条とする。

第十一条から第十七条までを削り、第七条の次に次の三条を加える。

（安全衛生推進会議）

第八条 総括安全衛生管理者は、事務所における職員の安全及び衛生に関する事項につ

いて情報交換及び連絡調整を行うため、必要に応じ安全衛生推進会議（以下「推進会議」という。）を開催することができる。

（構成）

第九条 推進会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 総括安全衛生管理者
- 二 安全衛生推進者
- 三 安全又は衛生に関し知識又は経験を有する者のうちから、奈良県水道労働組合の推薦を受けた者

（会議）

第十条 推進会議の会議は、総括安全衛生管理者が招集し、その議長となる。

2 会議の庶務は、本庁の総務課において行う。

第十八条を第十一条とし、第十九条を第十二条とする。

第二十条中「所属長」を「事務所の長」に改め、同条を第十三条とする。

第二十一条を第十四条とする。

附 則

この規程は、平成二十六年四月一日から施行する。